

## ティーファス駐輪場利用規定

株式会社ティーファス（以下「当社」という）が管理する時間貸駐輪場（以下「駐輪場」という）は、下記の規定に従ってご利用頂きます。但し、駐輪場に他の規定が掲出されている場合は、この限りではありません。

### 1. 駐輪スペースの提供

駐輪場は、自動二輪車・原動機付自転車・自転車(以下「車両」という)を短時間駐輪するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預りするものではありません。また、当社の承諾なく、駐輪場において営業行為を行うことは禁止します。

### 2. 免責

当社は、駐輪場内における車両またはその付属物・積載物等の盗難・紛失・毀損については一切責任を負いません。また、利用者同士のトラブルは、双方で解決してください。

### 3. 駐輪時間

駐輪場は、短時間の駐輪を目的とするものであり、駐輪時間は最長 5 日間までとします。継続して 5 日を超えて駐輪しないでください。但し、当社に事前に承認を受けた場合、駐輪場に他の駐輪制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

### 4. 駐輪することができる車両

- (1) 駐輪場内に駐輪することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐輪することはできません。但し、駐輪場及び駐輪スペースによっては下記以外の基準を設けている場合もあります。

#### ① 自動二輪車(排気量 50cc 超)の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
2400mm 以下	1000mm 以下	-	-	-

#### ② 原動機付自転車(排気量 50cc 以下)の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
1900mm 以下	700mm 以下	-	90mm 以下 (ロック式の場合)	-

#### ③ 自転車の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
1785mm 以下	600mm 以下	1100mm 以下 (ロック式の場合)	32mm 以上 48mm 以下 (ロック式の場合)	20kg 以下 (ロック式の場合)

(2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐輪することができません。

① 車両共通

ア ロックできない形状の車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。

イ 付属装着物等があり、接触により駐輪場施設もしくは機器又は他の車両の損傷を発生させるおそれのある車両。

ウ 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

エ その他駐輪場管理に支障をきたす車両。

② 自動二輪車・原動機付自転車の場合

ア 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。

イ 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取が困難な車両。

ウ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。

エ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。

(3) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとします。

(4) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐輪（利用）はお断りさせていただきます。

## 5. 駐輪料金

(1) 駐輪場の利用者は、駐輪場に掲出した料金額及び料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金をお支払い頂きます。

(2) 駐輪時間は、ロック式駐輪場の場合は、センサーが感知した駐輪スペースへの入庫から出庫までの時間、また、ゲート式駐輪場の場合は、駐輪場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。なお、駐輪位置が所定の位置であるか否かを問わずロック式駐輪場でロック装置がセットされていないことを確認した場合には、当社又は管理委託先においてロック装置をセットします。

(3) 駐輪料金は、駐輪場内に備付けの精算機、支払い機等にてお支払いください。間違った駐車番号を押して精算された場合の責任は負いません。この場合、再度正しい駐車番号にてご精算ください。

(4) ロック装置やゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行ってください。機器故障などで出庫不可能な場合はコールセンターまでご連絡ください。無理な出庫が原因による車両の損傷に対する責任は負いかねます。故意の場合、機器損傷の修理費用を請求させて頂く場合があります。また係員到着までお待ち頂く時間などの損害補償についても負いかねます。

(5) 駐輪券を紛失した場合は、3万円を上限として駐輪料金としてお支払いの上出庫頂きます。なお、具体的な金額は、駐輪場によって異なります。また、当社において最長駐輪時間を超えて駐輪されたことを確認し、その駐輪料金が上記金額を超えるときは、当該駐輪料金全額をお支払い頂きます。

(6) ラックへ駐輪後、駐輪場指定の時間でロックがかかります。精算後は速やかに出庫してください。精算後、駐輪場指定の時間で再ロック、再課金されます。(その場合は、無料サービスはありません)

(7) 駐輪場によっては、提携店舗から割引サービスを受けられる券を発行する場合がありますが、提携店舗の営業時間外は発行請求することはできません。また、サービス券を持っているのに現金で精算した場合、返金には応じかねます。

## 6. 駐輪方法

(1) 駐輪場の利用者は、駐輪場内に掲出された方法に従い、示された駐輪スペース内に駐輪してください。駐輪

スペース以外の場所に駐輪しないでください。

- (2) 駐輪場が満車の場合等に駐輪場内外で「入り待ち」をしないでください。
- (3) 駐輪場内での駐輪時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。
- (4) 駐輪場ご利用に必要な機器や設備以外には触れないでください。

#### 7. 不正駐輪

- (1) 駐輪場の利用者が、駐輪料金を支払わないで、車両を駐輪スペースから出庫、又は駐輪場外へ移動したとき、正規の駐輪スペース以外の場所へ駐輪したとき、並びに当社が不正な駐輪方法と認めたととき、その利用者は、当社に対し、駐輪料金のほか損害金として金 5 万円をお支払い頂きます。
- (2) 以下の場合は不正駐輪として取扱いします。(費用が発生した場合は利用者負担となります)
  - ・連絡なく 5 日間を超えての駐輪

#### 8. 放置車両の取扱い

- (1) 駐輪場の利用者が、予め当社への届出を行うことなく 5 日間を超えて車両を駐輪している場合、当社は、これらの利用者に対して、駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は、車両の所有者等（防犯登録証等、所有者又は使用者を確認できる記録に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知し、又は駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかに問わず何らの意義を申し立てないものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両、その付属装着物及び積載物等を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐輪場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確認することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 1 ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合には、所有者に対して通知し、又は駐輪場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐輪料金並びに車両の保

管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

#### 9. 利用者の賠償責任

駐輪場の利用者が、本規定もしくは駐輪場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐輪場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐輪場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償して頂きます。

#### 10. 本規定の改定

本規定について関係法令の改廃、社会事情の変化等により当社が本規定の改定を必要と判断した場合には、合理性を有する範囲で本規定を改定することができるものとします。当社が規定の改定をした場合には、当社のホームページ等で規定の変更内容について1ヶ月以上予告掲載することとし、予告期間終了後は、新規定が適用されるものとする。

以 上

#### ◆ご案内◆

- ◎ ロック装置に正しくセットせず、ガードパイプ等にチェーン等で係留している車両のチェーン等は、切断いたします(切断したチェーン等は補償いたしません)。
- ◎ 駐輪場内では、車両から降り、周囲に注意して移動してください。

#### ■改定履歴

2014 制定

2019.10.01 改定(全面改定)

2020.03.01 改定(「10.本規定の改定」を追加)